

委託業務仕様書

1. 委託業務名

地域づくり関係人口育成事業（しまコトアカデミー及び県内版しまコトアカデミー）企画運営業務

2. 委託業務の目的

人口減少・高齢化が進展する中、地域の維持・活性化には、その活動の企画、実施等を担う人材が必要である。現在、国の財政支援による地域おこし協力隊など、都市部からのU I ターン者が様々な形で地域づくりに関わることで、市町村や住民団体等での地域活性化のための取組みが拡大している。

また近年は、移住はしていないが地域と多様な形で関わる人を指す「関係人口」が注目されており、都市部にいながら地域と関わる層が増加してきている。

そのような状況の中で、都市部から島根県への人材誘導を進める仕組みとして、地方での地域づくりに関心のある都市部人材を集め、島根での地域づくりに関する連続講座を実施し、都市部におけるU I ターン候補者の確保及び組織化、関係人口の獲得を行うものとする。

また、島根県内においても、地域活動への関わり方や地域へ目を向けてもらうきっかけとするため、加えて都市部人材との交流により関係人口との関わり方を考えるきっかけとするため、同様に島根での地域づくりに関する連続講座を実施し、次世代の担い手育成を行うものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年3月15日

4. 委託業務の内容概要

(1) 連続講座（しまコトアカデミー〔東京第10期、関西第7期、広島第3期、島根第3期〕）の企画・運営

ア 開催手法 東京講座・関西講座・広島講座・島根講座の4講座をオンラインにて実施する。なお、島根講座については、少なくとも1回は島根県内でのフィールドワークを組み合わせたものとする。また、募集については平成24年度～令和二年度における連続講座受講生によるコミュニティへの参加を考え、首都圏・関西圏（大阪、神戸、京都）・広島県・島根県に在住の者を優先的に募集するものとする。

イ 開催回数 4講座ともに7回程度とする。

このうち、少なくとも1回は島根県における地域づくり実践者をリレーで繋ぐ中継講座とし、連続講座受講者が地域活動のイメージをつかみ、考えを深める機会とする。なお、島根県における地域づくり実践者をリレーで繋ぐ中継講座の内容、実施時期、実施回数は全講座同じでも、講座ごとに設定しても差し支えない。ま

た、島根講座については、フィールドワークと講座を同日に組み合わせ実施しても差し支えない。

- ウ 内容 各講座における講師による講義、ワークショップ、島根県における地域づくり実践者をリレーで繋ぐ中継講座等により、県内の地域が抱える課題や地域資源への理解を深め、受講生が、自分と島根の関わり方や島根や地域の課題を解決するためのネクストアクションの宣言を行うものであること。
- エ 説明会 連続講座開講前には受講者募集のための動画を制作し、説明会をオンラインで2回開催すること。説明会は開催回数には含まない。
- オ 想定受講者数
各講座 10 名程度 4 講座合計 40 名程度
(但し、上記の他に 5 名程度の専修大学生の参加を見込む)
- カ 講師等
島根県で活躍する地域づくり活動実践者や首都圏・関西圏、広島県、島根県在住者で島根県の地域づくり活動に精通している者とする。

(2) オープンイベントの企画・開催

- ア 開催手法 オンライン開催とする。
- イ 開催回数 1 回程度とする。
- ウ 対象
・連続講座受講生
・地域づくり又は島根県に関心のある首都圏、関西圏、広島県、島根県在住者を優先的に対象とする
- エ 講師等 島根県で活躍する地域づくり活動実践者や首都圏・関西圏、広島県、島根県在住者で島根県の地域づくり活動に精通している者とする。
- オ 内容 連続講座受講生以外も参加できるイベントで、参加者同士の交流、島根県に関連する地域づくり活動の事例が学べる内容であること。

(3) 連続講座受講者等のネットワークの構築及び活動支援

下記ネットワークを構築し、必要に応じて自主的活動のサポートを行う。

- ア 平成 24 年度～令和二年度における連続講座受講者
- イ イベント参加者等

(4) 専修大学生の参加

専修大学リーダーシップ開発プログラムを受講する学生が、実践学習の一環として参加するため、講座への参加機会をつくり、学生が島根県の課題や地域資源について深く理解できるようサポートすること。

(5) 4 講座の連携

東京講座、関西講座、広島講座、島根講座はオンライン開催により、各講座をこえて受講生同士が繋がりやすい環境となることから、オンライン上にて受講生同

士の交流や、学び合いの機会を設けることができるよう、講座内容の連携を図ること。

5. 業務内容に係る留意事項

- ア 連続講座への参加は有料とし、適当な金額を設定すること。ただし、専修大学リーダーシップ開発プログラムを受講する専修大学生の参加費については島根県、(公財)ふるさと島根定住財団及び専修大学の間で協議して定める。
- イ 平成24年度～令和二年度の連続講座受講生との連携を図ること。
- ウ 連続講座以外の受講生の自主的な集まりなど、受講上のフォローを可能な限り実施すること。
- エ 島根県における地域づくり実践者をリレーで繋ぐ中継講座は、地域課題解決の現場における実践を中心としたものにする。
- オ 連続講座では毎回アンケートを実施し、講座についての要望を聴取、分析を行い改善に努めること。
- カ 本事業により構築するネットワークについては、委託期間中及び委託期間終了後に、発注者が活用できるものとする。
- キ オンライン講座では、受講者の参加者意識の低下や講座の一体感が薄まることなどが懸念されるため、必要な対策を講じること。
- ク 島根講座でのフィールドワークについては、感染症等の状況を考慮し中止判断をする場合がある。なお、その場合は再度見積もりを提出し、変更契約を締結することとする。

6. 委託業務の実施計画

事業実施に先立ち実施計画を提出し、発注者と打ち合わせのうえこれに基づき委託業務を実施すること。ただし、ニーズ調査等を踏まえ、事業中途において実施計画の変更が必要な場合は、発注者と協議の上、計画の変更を行うことができる。

7. 経理

- (1) 受託者は、本委託費の経理に当たっては、正規の帳簿を整備して委託費の支出及び委託事業により発生した収入をその都度記録すること等により、当該委託費と他の事業経費との経理を明確に区分すること。
また、委託費からの旅費の支出は、当該委託事業の実施と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限ること。
- (2) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

8. 権利関係

- (1) 本業務による著作権及び著作権は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権、肖像権について

ア. 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ. 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ. 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

9. 情報等の取扱い

(1) 受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 本業務を行うために発注者から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

(3) 本業務を行う上で入手した個人情報については、事業終了時に全て発注者へ引き渡した後、廃棄するものとする。

10. 状況報告

受託者は、委託業務の遂行及び収支の状況について記載した事業実施状況報告書を次の表のとおり発注者に報告すること。

報告期限	提出書類及び内容
1月15日	事業実施状況報告書（12月末日までの業務の遂行状況）

11. 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに、発注者に提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務の実施状況
- (3) 委託業務に要した事業費
- (4) 委託業務実施による成果

12. 支払条件等

(1) 発注者は、委託契約額の70パーセントを限度に、7月・10月・1月に受託者からの請求により概算払を行う。

(2) 委託業務終了後、確定した委託料の額を上回る額が既に概算払されている場合には、その超過分を発注者に返還すること。

13. その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、専任の正職員を配置し、発注者及び関係

機関と適宜協議を行う等十分に調整して行うこと。

- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、発注者と協議し決定すること。